

秦野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて

秦野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年12月16日提出

提出者	秦野市議会議員	中村知也
賛成者	同	福森真司
	同	古木勝久
	同	中村英仁

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

秦野市議会個人情報保護に関する条例（令和4年秦野市条例23号）の一部を次のように改正する。

第51条から第53条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第5号 秦野市議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>第51条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第51条 職員若しくは職員であった者、第10条第2項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5号アに係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第52条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務のために利用する目的以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員がその職権を濫用して、専らその職務のために利用する目的以外の目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>附 則</p>	

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。